

# 鎌倉中期の京・鎌倉の漢籍伝授とその媒介者

福島金治

金沢文庫本とその周辺

Introduction of Chinese Texts into Kyoto and Kamakura in the Mid-Kamakura Period and Key Players in the Process :  
A Study Centered on the Kanazawa Bunko Collection and Other Manuscripts

FUKUSHIMA Kaneharu

はじめに

- ① 北条実時の漢籍受容と九条家関係者
- ② 実時の和漢書集積と幕府内助縁者
- ③ 『論語集解』の地方への伝授と鎌倉  
おわりに

【論文要旨】

本稿は、鎌倉中期における漢籍の京都から鎌倉への移入、御家人らへの伝授と相互書写による本の累積、そして地方への拡散のありかたを将軍家や御家人の人的ネットワークとその所領関係から考察したものである。考察の対象は、金沢文庫本の核をなす北条実時本とこれに関わった清原教隆の伝授本を中心にした。

まず、北条実時らに伝授した清原教隆について、九条家の家司の側面が見いだせることを清原良元宛て書状の分析を通して指摘した。教隆の鎌倉下向は九条家との縁が背景にある。実時本にみえる豊原春重にも九条家との関係が推測される。やがて、将軍家の家政に関わる人物は、鎌倉の要人への漢籍等の伝授を媒介に、幕府内での立場も確保していった。こうした伝授が進行した結果、鎌倉では同一本が複数の家に所有される状況が生まれ、御家人を協力者として書写する関係がうまれていく。実時の協力者を見ると、後藤基政は京都大番役で上洛、太田康有は公務の上下関係、二階堂氏とは俗縁関係といったことを背景に補写や本の提供を行った。こうして、要人の家

では蔵書を文庫で管理し、儒者が継続的に教授し、伝授された者同士がそれぞれの本を相互に校閲する環境が整った。

漢籍の鎌倉からの地方伝播は、清原教隆が伝授した『論語集解』を通して検討した。嘉暦鈔本は加賀白山八幡院玉蔵坊での書写本で、奥書にみえる得橋禪門への伝授は鎌倉で行われたと考えられる。得橋氏は加賀国得橋郷の惣地頭とみられ、六波羅料所の管理人的立場にあったと推定される。得橋氏への伝授には六波羅探題北方北条時茂、執権北条長時らとの関係がある。また、虎関師鍊書写本の伝授をみると実相寺・菅生など足利氏・吉良氏の寺院や所領がみられる。漢籍の伝授には一族と所領のネットワークが媒介となっていたと考えられる。書籍の伝授は所領経営のあり方をも反映しているのである。

【キーワード】漢籍、金沢文庫本、北条実時、清原教隆、足利氏

## はじめに

本稿は、鎌倉中期の漢籍の伝授について、鎌倉に下向した儒者や漢籍所持者の公家・武家との関係、地方への漢籍の伝播と御家人の所領・被官らとの関係の二点から再検討するものである。この問題については、①将軍九条頼経・頼嗣と宗尊親王の時代に清原教隆・藤原茂範らが下向して北条時宗・実時らに伝授し大きな影響を与えたこと、②武家の漢籍受容の背景には漢籍を通して獲得した教養が政務運営にも重要なことなどが指摘されてきた。その研究素材の一つは北条実時一門が所持した金沢文庫本だった。関靖氏は、実時本の奥書は教隆が没する文永二(一二六五)年以前は教隆の伝授奥書、それ以後は実時の自署に変わることを指摘された<sup>(3)</sup>。伝授される側から自身で集書する能動的な態度に変わっていったわけである。この間、幕府では仁治二(一二四一)年に北条泰時が学問を武家の政道の一環と位置づけ、将軍宗尊親王の文応元(一二六〇)年には歌道等に秀でた御家人を昼番衆に編成し将軍に奉仕させるようになる(『吾妻鏡』)。宗尊周辺には和歌愛好グループが形成される一方、時頼・時宗・実時・安達泰盛らは儒教や漢詩文を愛好した。学芸の愛好が幕府内で派閥的意味合いをもつようになった。川添昭二氏は後者は前者の和歌世界になじめない性格を有したとされた<sup>(4)</sup>。一方、伝授する側の知識や目的について、山岸徳平氏が教隆は『源氏物語』の談義に加わり注釈も行ったことを指摘し<sup>(5)</sup>、増田欣氏は中国の史書を和語で記した茂範の『唐鏡』は上層武家とその子弟を対象にしたとされた<sup>(6)</sup>。さらに、小川剛生氏は『唐鏡』等の中国文献を忠実に仮名で説明した本を「政道仮名抄」と一括し、その受容の問題から北条氏一門の漢学重視の考え方に再考を迫っている<sup>(7)</sup>。一方、日本史側の研究は、武家の教養の質的性情と武家内部の派閥的關係、清原教隆の引付衆補任にみる幕府吏僚への

転換<sup>(8)</sup>、茂範子孫の安達氏との密接な関係、儒者の幕府内での活動や立場といった点が検討されてきたが、儒者の下向の契機、将軍との身分的關係、要人の収書・校閲に関わる幕府関係者の職務等との関わり、地方への伝播と所領との関係などの検討は不十分だった。そこで、九条家との関係、実時本の校閲を依頼された人物の鎌倉での職務や人的関係と漢籍集積の背景、そして、御家人所領のネットワークと漢籍の伝授に注目して右の問題を検討してみたい。

### ① 北条実時の漢籍受容と九条家関係者

実時への伝授にかかわった清原教隆・豊原奉重らについて九条家や将軍九条頼経・頼嗣らとの関係を検討してみたい。教隆は、仁治二(一二四一)年に鎌倉に下向、同年三月に三河守、建長四(一二五二)年に引付衆、正元元(一二五九)年に直講となったが、弘長元(一二六一)年には直講、文永二年には引付衆も辞して帰京し没した(『関東評定伝』、『群書類従』第四輯)。教隆は下向当初は將軍家の祭祀等に関わり、寛元四(一二四六)年の宮騷動後に実時への漢籍等の伝授などを行い引付衆となった。このことから、永井晋氏は、教隆が当初は將軍九条頼嗣の御所の奉行人で、九条家の勢力が退潮するなかで実時と関係を築き幕府吏僚に転換したとされた<sup>(9)</sup>。この問題を再検討する素材は東京国立博物館所蔵『皇代記』紙背文書で、近藤喜博氏は仁治二年前ころに教隆が清原良元・二階堂行義らと交流していたことを指摘されていた<sup>(10)</sup>。その後、この文書群は安達直哉・今江弘道氏によって翻刻・紹介され<sup>(11)</sup>、さらに大澤泉・築地貴久・桃崎有一郎氏が『年代記(十三代略記、歴代秘録)』紙背文書として再紹介された<sup>(12)</sup>。内容は清原良元宛てで、丹波国犬甘保の相論が中心である。良元は大外記良業の子で教隆には従兄弟にあたる(『系図纂要』一三)。以下、検討してみたい。なお、引用に際しては「年代記紙背」

と略して大澤氏らの翻刻番号を注記し、『鎌倉遺文』からの引用は「鎌遺」と略した。

良元の下向目的から検討してみよう。正中二（一三二五）年の酒井信綱等三名連署和与状案によれば、犬甘保の地頭・公文職等は承久の乱の恩賞で酒井政親らが拝領し相伝してきたものだった（鎌遺二九一五三）。訴訟の発端は嘉禎四（一二三八）年の尼光蓮申状案にうかがえる。それによると、犬甘保地頭職は近隣の主殿・油井とともに亡夫酒井明政の所領だった。光蓮は犬甘保を譲られていたが、明政の没後に押領されたため、関東へ行き父三善康清（三善康信の弟）に依頼して所領を回復した。その後、光蓮は子息政親に主殿・油井を与えたが、政親が犬甘保を押領しようとしたために相論となった（年代記紙背一七・一八）。光蓮が没した後は政親と妹女が相論をつづけ、政親は六波羅探題の下知に納得せず（年代記紙背一一）、幕府に訴えた（年代記紙背一二）。光蓮自身は「領家の御年貢もまたかるへからず候」と領家側の得分確保を主張していた（年代記紙背一八）。一方、清原良元は預所・地頭・公文が署判した犬甘保関係の結解状写をもって鎌倉に向いていて（年代記紙背二四）、尼光蓮側の主張を通すことを目的としていたようだ（年代記紙背三八）。良元の立場は安達氏も指摘された准后（九条道家室掬子、九条頼経母）との関係が注目される。教隆の祖父頼業は九条兼実と昵懇で、清原家の公家社会での立場は九条家の家司の立場で確立されたとみられるからである<sup>13</sup>。准后との交渉には教隆が関係し、清原良元書状・中原師員勸返にみえる。良元書状の部分のみ示そう（年代記紙背六）。

可参人言上之由相存候之処、聊故障候之間、且申案内候、為恐候、昨日罷向参州之屋形候、而自御所以御使度々被尋仰事等候き、粗令申子細之次、上洛仕候事、相待准后御返事候之由、申上候、而有可被仰事等、暫可候之由、被仰下候、参州令申候しハ、依御神事、此

間籠居候、自明日可参候、申賜御文、可付教隆、可申沙汰之由令申候、此事何様可候乎、可随御計候、今明可罷上候、此訴訟追訴申候は、やと相存候、仍其間事可言上置子細候、可参人言上候、恐惶謹言、

九月廿五日

良元上

龜谷殿<sup>（中原師員）</sup>

宛先の「龜谷殿」は中原師員である<sup>14</sup>。文意は以下の通りである。良元が九月二四日に教隆の屋形に出かけたところ、將軍九条頼経から使者が派遣されてきて尋ねられた。良元は事情を説明し、准后（將軍頼経母、西園寺掬子）の返事を待っていると説明したところ、しばらくして取り次いだ教隆から「御所の神事で多忙だったので、明日、来てほしい。書状を賜ったら教隆に付けて処理せよ」との回答があった。教隆の立場は、將軍御所に仕える幕府吏僚としての仕事なのか、九条頼経・西園寺掬子の家での仕事なのだろうか。

関連する九月一七日付中原師員書状には「准后御返事間事、以此旨可伺 御気色候歟、御内私事、悦承候了、近日御上洛之由、承候了」とある（年代記紙背八）。准後の返事をうかがう件は將軍の「御気色」により判断され「御内私事」と認識されていた<sup>15</sup>。「御内の私事」とは何をさすのだろうか。犬甘保は建長二（一二五〇）年一月の九条道家惣処分状にみえない（鎌遺七二五〇）。九条家領ではなさそうだが、中原師員も良元に「准后御教書事、可給候、可伝遣石山局候」と准后御教書の発給が犬甘保の解決に必要なだと述べている（年代記紙背一一）。とすれば、「御内の私事」とは准后家の私事と解すべきだろう。將軍頼経が教隆に託した部分もこの延長にあったろう。丹波国犬甘保の領家得分が西園寺掬子の所得分と想定すると、良元の鎌倉下向は教隆を仲介にこれを解決することだったろう。教隆は九条頼経家の家司的立場で鎌倉に下向し、西園寺掬子との問題に関与したのだろう。

教隆による実時への漢籍伝授にも九条家との関係がみられるが、まずは、教隆の実時への伝授についてみておこう。最も早いのは『古文孝経』で、奥書は以下のようなものである（『金沢文庫古文書』識語篇七二六、以下、『金沢文庫古文書』は金文と略す）。

寛元五年三月九日、以清原累葉之秘説、奉授洒掃少尹閣畢、

前參河守清原教隆（花押）

朱墨之点、同教隆加之了、

寛元五（一二四七）年に家説を伝授したが、これには仁治二（一二四一）年の本奥書とともに「伝習之次第」が付記されている。それによれば、教隆は八才ではじめて『論語』を学び一二才で『古文孝経』に点を記したが、これを「幼学」書と記し文末には「干時柳営拜趨之節、雖無余力、杏檀鑽仰之功、猶勞寸腸」と幕府出仕の覚悟を記している。幕府への出仕を示すこの文言は<sup>(16)</sup>実時への伝授の開始を示すものかもしれない。これまでも指摘されてきたが、当時、実時は小侍所別当であり、この職務を媒介に伝授が始まったのだろう。

次に伝授されたのは『群書治要』で建長五（一二五三）年の巻第二の奥書は次のようである（金文識語四七八）。

建長五年十月五日、点之了、蓋依洒掃少尹尊閣教命、校本書加愚点了、

前參河守清原（花押）「教隆」

翌六年の『春秋経伝集解』の奥書もこれに類似し（金文識語一一六九）、年月日と加点の事実、伝授の相手が簡略に記されている。人間関係が固定化したのか、形式的である。伝授の様相は小林芳規氏が次のように整理されている。<sup>(17)</sup>

①巻一〜一〇「経部」は、建長五（一二五三）年から正嘉元（一二五七）年に教隆が実時の命で加点した。巻三〜五〇「子部」は長寛二（一二六四）年に藤原式家の敦周・敦綱・敦経と藤原頼業が点進したもので、蓮華王院宝蔵にあったものを文応元（一二六〇）年に教隆が上洛して校合写点した。

②巻一一〜三〇「史部」は、正元元（一二五九）年から文永三（一二六五）年に藤原茂範・日野俊国が加点した。

③実時本の一部は文永七（一二七〇）年に焼失した。巻一一・一五〜一九は実時が三善康有本で再写、巻一四・二八〜三〇は金沢貞顕が補った。このうち、巻二七は清原隆重による補写本である。

実時の善本を求める要求が次第に直接的なものとなっていたこと、伝授ルートが複雑化していくことを確認できる。

九条家と関わる問題は蓮華王院本での校訂に関わり、巻五〇には文応元（一二六〇）年に「依越州使君、此書申出蓮華宝院宝蔵御本、終校点之功者也」と実時の直接的要請だったことが記されている。蓮華王院は建長元（一二四九）年三月二三日に焼亡しており（『岡屋関白記』）、幕府は同年五月に御家人に修造用途の賦課を命じ（龍造寺家文書、『大日本史料』五一三〇）、九条道家は知行国讃岐国に造営料を課して助成した<sup>(18)</sup>（『岡屋関白記』建長三年八月一〇日条）。將軍九条頼嗣と九条家が造営を担うなかで、実時は教隆に蓮華宝院宝蔵本による校訂を依頼していた。教隆は幕府の引付衆である一方、弘長元（一二六一）年正月二九日には革命勘文進上のために上洛している（『民経記』）。將軍は宗尊親王、朝廷は後嵯峨上皇で両者は蜜月関係にあり、後嵯峨上皇は火災後の建長元年三月二四日には再興を指示し（『岡屋関白記』）、再建後は文永三（一二六六）年以降に行幸等を行った（『外記日記』等）。教隆は幕府や九条家の助縁を背景に儒者として相應の地位を認められていた。右の事情からみて、教隆の蓮華王院への接近は容易だったろう。実時はこの

立場を理解して宝蔵本との校合などを依頼したとみられよう。<sup>(19)</sup>

九条家関係者には豊原氏もおり、『令義解』の伝授にうかがえる。『令義解』はもともと教隆が実時に正嘉二(一二五八)年に伝授したものだ<sup>(20)</sup>。その後の事情と豊原氏らのことは巻一〇の奥書にみえる。

当巻故清大外史之本令紛失之間、以原武衛奉政之本、書写点校了、  
干時文永三年黃鐘晦日 越州刺史<sup>(実時)</sup>平  
本奥之、<sup>(21)</sup>

安貞二年九月十一日、書写了、  
同十四日委点了、貞永元年八月下旬、以或儒家本重見合了、右  
衛門豊原重

安貞第三之天狹鐘中旬之候、以家説授原右金吾校尉了、  
抑金吾者、依粟庭訓於累葉之風、可螢鑽仰於玉条之露、而中古以降、  
家門悉廢、学久昧仙砌之月、父祖共忘道、徒翫宮樹之花、爰校尉  
学始勤学也、志元懇志也、因之式部書<sup>律</sup>令併授而已、

修理左宮城判官明法博士兼左衛門少尉備中権掾章久<sup>(中原)</sup>  
在裏判

文永三(一二六六)年、実時は教隆からの伝授本を紛失し「原武衛奉政」  
本で書写した。実時は『類聚三代格』も豊原奉政本で書写しており、豊  
原奉政本は一括して鎌倉にあったことがわかる(『神奈川県史 資料編  
1』五三七)。右の奥書によれば、①安貞二(一二二八)年の書写本を「右  
衛門豊原重」が貞永元(一二三三)年に校訂したこと、②安貞三年には  
中原章久が「原右金吾校尉」に伝授したこと、③「金吾」の家はすでに  
廃れ父祖は道を忘れているが、「校尉」は学問に熱心なために伝授した  
とある。「原右金吾」のことは他に『律』巻一に文永一〇年に実時が「右  
金吾尉奉重遺本」を使用したとみえ、その本奥書には嘉禄二(一二二六)

年の「<sup>土御門院</sup>前武者所豊原奉重」の書写識語があり、中原章久による「原右  
金吾校尉」への伝授は「任官」がきっかけだったとある。<sup>(21)</sup> 実時が『律』『令  
義解』の校合に使用した本は、中原章久が嘉禄二(一二二六)年に土御  
門院武者所の豊原奉重に伝授した本で、豊原奉政に継承された本だった。  
豊原氏には楽人と武士の家があり、武士の豊原氏には撰関家に仕えるも  
のがあった。<sup>(22)</sup> 『殿暦』永久二(一一一四)年七月一日条には「兵衛尉奉  
時、自院為御使来参」とみえる。「兵衛尉奉時」は白河院の使者をつと  
めていた。奉重は土御門院の武者所で右衛門尉と武官だったことをみる  
と、奉政らは奉時の系譜を引いているとみられよう。

豊原奉政の本はどのようにして鎌倉に伝来したのだろうか。手がかり  
の一つは、文保元(一二二七)年の周防国屋代荘名主職補任状に「右衛  
門尉豊原奉光」が同荘倉升名主職に補任されていることである(鎌遺  
二六二一三)。屋代荘は元久元(一二〇四)年の九条兼実置文にみえて  
おり、九条家領だった(鎌遺一四四八)。このことから、豊原奉光は九  
条家の給人だったと考えられる。一方、豊原奉重は土御門院の武者所の  
成員だった。この豊原氏一族は、九条頼経―頼嗣、土御門院―後嵯峨  
院―宗尊親王とつらなる親子関係に密接な関係を指摘でき、豊原奉重・  
奉政の一族が鎌倉に下向しても違和感はない。なお、豊原氏に伝授した  
中原章久に鎌倉との関係は検出できないが、<sup>(23)</sup> 『吾妻鏡』には中原章清が  
建仁元(一二〇一)年九月一日に鶴岡八幡宮の放生会の供奉人、承元  
二(一二〇八)年五月九日に新日吉社流鏑馬的立としてみえる。<sup>(24)</sup> 中原  
章清は公武両属の性格をもっていたのであり、同じ「章」を名に持つ章  
久の本が鎌倉に伝来するのも理由のないことではない。

清原教隆と豊原奉重は九条家・後嵯峨院・宗尊親王の家に仕える人々  
の系譜にあり、その縁で鎌倉に下向するなどして鎌倉の要人に本を提供  
したと推察できよう。両者は朝廷・公家に仕えた立場から將軍の周辺と  
縁を結び、鎌倉で要人に本を提供する立場にいたったといえる。

## ② 実時の和漢書集積と幕府内助縁者

実時は清原教隆や藤原茂範らから伝授をうける一方、後藤基政・三善康有らの幕府要人を介して本を入手したり校訂するようになる。一方、茂範の場合などは父祖と鎌倉幕府関係者との関係、また、後藤基政らの場合は依頼の契機や書写の場の環境などの検討が不十分であり、このことについて検討してみたい。

藤原茂範は宗尊親王が將軍となった翌年の建長五(一二五三)年に侍読として下向した。宗尊親王期は漢籍の受容でも特筆すべき時期だった。<sup>(25)</sup> 弘長三(一二六三)年には御所で『帝範』の談義に茂範や教隆が勤仕し、康元元(一二五六)年には天候の変異に対し陰陽師賀茂晴茂が雷公祭の挙行を具申した際に右の兩人に先例を尋ねさせ、その所見により中止した(『吾妻鏡』弘長三年六月二十八日・康元元年七月二十六日)。儒者は政務運営に深く関与し、要人からの個人的な要請にも深く関わった。

右の事情は石清水八幡宮の田中良清編『鳩嶺集』収録の願文にもうかがえる(『石清水八幡宮史料叢書』五)。以前にも述べたが、儒者の側からみておこう。菅原為長は平時頼大般若供養願文・大江泰秀大般若供養願文を作成した。為長は北条政子に「仮名貞観政要」を伝授しており、九条道家のブレーション<sup>(27)</sup>で寛元四(一二四六)年に没した(『公卿補任』)。時頼の執権就任は寛元四年<sup>(28)</sup>。このころ、長井泰秀は評定衆である(『関東評定衆伝』『群書類従』第四輯)。為長は最晩年のころに両者の願文作成の依頼に応えていた。西大寺叡尊の関東下向の記録『関東往還記』には為長ゆかりの人物に観証がみえ、「為長卿孫、越州後見」とある(『西大寺叡尊伝記集成』)。実時も九条家ゆかりの為長とつながっていた。

『鳩嶺集』には茂範とその一族作成の願文もみえる。茂範は平義宗一切経供養願文を作成した。義宗は建長五(一二五三)年生、文永八

(一二七一)年に六波羅探題として上洛した<sup>(30)</sup>。茂範は文永二年の宗尊親王帰洛とともに帰京しており<sup>(31)</sup>、願文の作成時期は義宗の六波羅在任中だろう。茂範は帰京後も北条氏と密接な関係を維持していただろう。幕府関係者と茂範一族の関係は父経範にさかのぼる。『鳩嶺集』には式部大輔藤原経範作の平盛綱経供養願文がある。経範は『民経記』康元元(一二五六)年一月五日条に「式部大輔」とみえる。前任の式部大輔は菅原淳高で建長二(一二五〇)年五月二四日の没(『岡屋関白記』)、経範は正嘉元(一二五七)年正月に没した(『公卿補任』『一代要記』)。願文作成は建長二年から正嘉元年までとなる。一方、平盛綱は侍所所司で北条氏家令、建長元年末から同二年初めに没したと考えられる<sup>(32)</sup>。建長二年ころの願文となろう。北条時頼らと茂範一族の交流は、茂範の下向以前からすでに存在していた。幕府要人の朝廷関係者との交流は私的な形でひろがっていて、將軍の鎌倉下向などで顕在化したものもあったとみてよい。

幕府内部の漢籍愛好者の代表的存在は安達泰盛である。泰盛は、文永一〇(一二七三)年二月一七日、後嵯峨院の一周忌にあたり供養の率都婆に「二史・文選之古典者、万代不朽之重宝也、而忝憐寸陰之好学、幸及恩下之拜領」と『文選』を直接に拝領したと記した(鎌遺一一一八九)。泰盛の『文選』の学習は東山御文庫蔵本と九条家本より判明する。東山御文庫蔵本卷二三の奥書は阿部隆一氏が紹介された<sup>(33)</sup>。

弘安三年無射十八日、以家秘説奉授秋田城務校士既訖、  
(安達泰盛)

前吏部少卿諸範(花押)

泰盛に伝授した諸範は茂範の兄弟で、茂範の弟範範は泰盛一族が滅ぼされた霜月騒動で罹災しており<sup>(34)</sup>、茂範の一族は泰盛ときわめて近かった。九条家本は佐竹保子が紹介された。巻第一には「正応五年五月九日、点

了文選、十二三歳之時、兩年、以自筆令書写、受嚴君之說了、而先年甘繩回祿之時、皆以為灰燼了、仍為授幼稚所令校点了、散位藤長英」とある。「藤長英」は藤原式家の者とされ、十二・三歳の時に『文選』を学んでいた。佐竹氏の指摘<sup>(35)</sup>のように、文中の甘繩の火災は弘安八(一二八五)年の霜月騒動の際に泰盛の甘繩邸が焼失したことをさそう。泰盛は式家の藤原長英なる人物とも関係していた。

実時は茂範から伝授される一方、本の入手を後藤基政に依頼したことが『群書治要』巻一七の奥書にみえる。

建治元年六月二日、以勾勘本書写点校終功、抑此書一部事、先年後藤壱州大番在洛之日、予依令詔所書写下也、而於当卷者、仮藤三品茂範之手、令加点畢、爰去文永七年極月、回祿成孽、化灰燼畢、今本者、炎上以前、以予本、勾勘令書写之間、還又以件本、重令書写者也、

越州刺史(花押)「実時」

建治元(一二七五)年に実時が書写・校点したこの本は、「後藤壱州」が大番「で在京する時に書写を依頼し茂範が加点了したものであった。その後、文永七(一二七二)年に焼失したために再び書写したのであった。「後藤壱州」は尾崎康氏の指摘のように後藤基政<sup>(36)</sup>で、巻一五の奥書には「此書一部先年於京都書写了」と京都での書写が見え、本奥書には「正元々年極月廿八日、右京兆点給了、蓋是去比依詔也」とある。正元元(一二五九)年一二月に茂範が加点了していた。基政の上洛はこれ以前となる。

基政は暦仁元(一二三八)年から建長三(一二五一)年まで検非違使(『検非違使補任』)、『岡屋閑白記』建長二(一二五〇)年四月一四日条には賀茂祭の行列に「廷尉八人「此内五位二人／基政・為康」<sup>(37)</sup>とみえる。その後、正嘉元(一二五七)年四月に引付衆となり(『関東評定衆伝』)、『吾妻鏡』弘長三(一二六三)年六月二日条には「壱岐前司基政・丹波

守頼景為在京上洛」とみえ六波羅評定衆として上洛した<sup>(37)</sup>。古川博夫氏は暦仁元(一二三八)年前後の時期にも上洛し藤原定家と接触したと推定されている<sup>(38)</sup>。清原教隆は建長五(一二五三)年から『群書治要』を実時に伝授しており、基政が「大番」で上洛した時期は建長五年から正元元(一二五九)年の間となろう。さらに、基政が壱岐守だったのは建長三年八月一五日から同六年正月二二日の間で(『吾妻鏡』)、正嘉元年四月には引付衆となっているから、建長五年前後の可能性が高い。その契機となった「大番」は、後藤氏が安貞二(一二二八)年から建治前後まで越前国守護である<sup>(39)</sup>ことをみると、守護として御家人を率いて京都大番役を勤めた可能性がある。基政の京都大番役勤務での上洛に際して、実時は『群書治要』の書写を依頼した可能性があろう。

後藤基政と実時との関係をみてみたい。基政は歌人で知られた基綱の子で、宗尊親王から鎌倉中期以前の関東の和歌を撰進するよう命ぜられ(『吾妻鏡』弘長元年七月二日条)、姉妹には宗尊親王家の女房備前・三川があり親王と親しかった(『尊卑分脈』第二)<sup>(40)</sup>。実時は文暦元(一二三四)年から弘長三(一二六三)年まで小侍所別当<sup>(40)</sup>、この間、基政は頼経期の嘉禎三(一二三七)年三月八日に近習、頼嗣期の建長二年一二月二七日に近習、宗尊親王期の建長四年四月三日に御格子番にみえる(『吾妻鏡』)。実時とは勤番の上で近い関係にあった。実時が基政に本の入手を依頼したのは、基政の京都での人的交流関係を把握していたからだろう<sup>(41)</sup>。

次に太田康有をみよう。康有の祖三善康信は文書を保管する文庫を邸内に敷設していた(『吾妻鏡』承元二年正月一六日条)。康有の記録『建治三年記』も金沢文庫本に伝えられており、政務関係の記録類も持ち合う関係にあったのだろう。『群書治要』巻一六の補写には康有の本が使用された。その奥書は以下のようである。

当卷先年所持之本者、(藤原実能)右京兆所加点点也、而焼失了、而件本勾勘(三善)康有書写了、仍今以康有之本所補其闕者也、

干時文永十一年四月十日

(北条実時)越州刺史(花押)

茂範の加点点の焼失後に康有本で補写した。茂範は康有にも伝授していたのだから。このころの鎌倉には同一本が複数ある状態が生まれていた。両者の関係は実時本『齊民要術』紙背文書の康有書状からうかがえる。要人の所領六五ヶ庄の処理に関して勅使が下向し、九条殿(忠家方)(42)の判断を考慮することを実時に具申ししている(鎌遺一一六〇〇)。公務での上下関係が軸になっており、奥書に「康有」と呼び捨てにしていることと対応している。鎌倉への漢籍流入は複線的に行われ、欠本があれば別本で補える環境が整っていた。

こうしたことは政治的事情と関係していただろう。参考となるのは『本朝文粹』の伝授にうかがえる。阿部隆一氏は身延本『本朝文粹』の親本が金沢文庫本だったと推測している。(43)実時本『本朝文粹』が同じく時宗本を底本としている点でその見解に従うものであるが、(44)巻第一の奥書は以下のようなものである。(45)

文永六年五月廿一日、(時宗)相州御本書写点校畢、

(北条時宗)最明寺禪門之御時、仰故教隆真人加点点而已、

文永六(一二六九)年に時宗本で書写校点が行われたが、それは時頼の指示で教隆が加点点したものだ。近藤喜博氏は教隆の加点点の時期を時頼が出家した康元元(一二五六)年から帰京する文応元(一二六〇)年の間とされた。(46)さらに限定すれば正嘉元(一二五七)年の時宗元服以降だろう。根拠は時頼・時宗・実時の三者の関係である。時頼は寛元四(一二四六)年に執権に就任、建長三(一二五一)年に時宗が出生、時

頼は康元元(一二五六)年に執権を退いて出家、翌正嘉元(一二五七)年に時宗が元服、同年の実時の嫡子時方(後の顕時)の元服は時頼邸で行われ時宗が加冠役をつとめた。得宗家と金沢氏の一体化を見てとれ(47)る。やがて、文応元(一二六〇)年二月二日、小侍御簡衆の選定を別当実時は命ぜられ、その実務は平岡景俊と工藤光泰が担った(『吾妻鑑』)。小侍所司の光泰の上司は時宗だった。顕時の元服は時宗の成長を実時・顕時父子が補助する仕組みとみられる。以上の点から、『本朝文粹』の伝授も時宗の元服後と推察する。

一方、『本朝文粹』で不分明だったのは巻第一三の奥書にみえる「二階堂杉谷」である。

建治二年潤三月十六日、於二階堂杉谷令書写畢、

本云、

最明寺禪門之御時仰故、教隆真人被加点点云々、

「杉谷」は元徳二(一一三三〇)年三月四日の金沢崇顕「貞顕」書状に「太守禪閣去月廿五日、石長老の二階堂紅葉谷の庵へにハかに入御、安忠僧正跡忠乗僧都坊二階堂など御らんしめくら候云々」とみえる(鎌遺三〇九九)。夢窓疎石が入寺した瑞泉寺は杉谷で、この当時は紅葉谷とよばれていた。瑞泉寺は二階堂道蘊の開基で、杉谷も二階堂氏ゆかりの地と考えられる。(48)嘉暦四(一一三二九)年ころの金沢崇顕「貞顕」書状には「杉谷伊勢入道所労働、父子可有御訪候歟、可有御計候」とあって貞顕と親しい杉谷伊勢入道がみえる(鎌遺三〇六七八)。この人物も二階堂氏のように、一四世紀初頭の金沢氏一族女性にも杉谷居住のものが確認でき、(49)『本朝文粹』の書写の場に二階堂氏との関係も検討する必要がある。(50)

『本朝文粹』は、文永六年から建治二年にかけて書写され、巻一三の「二

階堂杉谷」での書写は最終段階だった。金沢氏一族類縁者の二階堂氏をみると、実時時代には文永六年に評定衆に加わった二階堂行忠がおり、出家し行一といった（『関東評定衆伝』）。実時本『芥民要術』紙背文書には二階堂行一「行忠」書状があり、「片口銚子」の返却に関するものである（鎌遺一一五六八）。片口には銅製・中国陶器・瀬戸焼などがしられるが、鎌倉の笹目遺跡では銅製の銚子（片口）が天目茶碗などとセットで出土している。実時・行忠という上層部の貸借では銅製がふさわしいかと思われる<sup>(51)</sup>。行忠の俗縁関係は、『尊卑分脈』に行忠の子行宗に「母天野新左衛門尉／藤原義景女」とあり、尊経閣文庫所蔵『天野系図』には義景は政景の息、義景の娘が「信乃判官入道行一妻」とあり『尊卑分脈』と合致する<sup>(52)</sup>。実時の母は政景の娘で（『関東往還記』）、実時にとって義景の娘は従姉妹。行忠とは極めて近い親戚だった。「二階堂杉谷」は行忠ゆかりの場の可能性が高いとみられる。このようにみると『本朝文粹』は実時やその親族の間で共有して読まれるような本だったであろう。

一方、時頼と漢籍の関係は、『吾妻鏡』建長二年五月二〇日に將軍藤原頼嗣の御所で『帝範』の談義があり時頼と清原教隆が参上したこと、同じく二七日には時頼が『貞観政要』を清書させて頼嗣に届けさせたことがみえる。『本朝文粹』を時宗に持たせた目的もこれに準じたものだろう。実時による漢籍類の集書と幕府吏僚層の所持本による校訂は、將軍近侍の儒者への時頼らの積極的支援のためのものであった。この結果、実時晩年のころ、鎌倉では同一書を複数の家が持ち、教授された者がそれぞれの家の本を相互に校閲できる環境が出現したのである。一四世紀初頭の六波羅探題金沢貞顕の身辺では、書状に『枕草子』について「清少納言の枕草子、かきうつして候しを、人にかりうしなハれて候、京にハこれほとなる本も候ハぬ、かまくらへひんに申候て、かきうつし候て、とくまいらせ候ハんとて、申せとて候ほとに」という一節がある（鎌遺二二三三四五）。京都で貸した本が失われたので、善本は鎌倉にあるから

書写して京都に送ってもらいたいとある。善本が複数の家にある環境を述べており、漢籍類を校訂しあう右の状況と類似した現象といえよう。

### ③『論語集解』の地方への伝授と鎌倉

鎌倉に集積された漢籍は地方にどのように普及していくのか、清原教隆本『論語集解』の伝授を御家人らの領主支配との関係から検討してみたい。これにより、南北朝期以降の国人らの和書・漢籍受容の前提に鎌倉のはたした意味が明確になると考えるからである。『論語集解』は三世初頭の魏の何晏が著した『論語』の注釈書である。武内義雄氏の調査によれば、①清原家本は教隆本系（嘉暦鈔本「宮内庁書陵部所蔵」、正和鈔本「東洋文庫」、菅原鈔本「津藩侯旧蔵」と頼元本系（久原文庫）があり、本文は版本に拠っていること、②中原家本（文永鈔本「醍醐寺三寶院・東洋文庫」、高山寺本）は中原師行・師有の本を基本とすること、③清原系の諸本は頼業本が諸家の異本と対校しているのに対して教隆本は宋版で校訂していること、④中原家系は清原家系とは異なることや正平版論語は清原家系に属すること等を指摘された<sup>(53)</sup>。『論語集解』の嘉暦鈔本の巻一には次の奥書がある<sup>(54)</sup>。

本云、

此書受家説事二箇度、雖有先君奥書本、為幼学書之間、字樣散々不足為証本、仍為伝子孫、重所書写也、加之、朱点・墨点、手加身加畢、即累葉秘説一事無脱、子々孫々伝得之者、深藏中匱中、勿出闔外矣、  
于時仁治三年八月六日

前三河守清原（清隆）在判

于時嘉暦第二閏九月 日、於加州白山八幡院玉泉坊書之、禪澄之、

仁治三(一二四二)年に教隆が書写し、『論語集解』は「幼学書」と位置づけられていたこと<sup>(55)</sup>、父仲隆の本に不備があつて子孫への継承のために再び書写したこと、朱点・墨点は自身で加えたとみえる。その後、嘉暦二(一二三二)年から翌年にかけて加賀白山八幡院玉蔵坊で禅澄によって書写された。八幡院は、『白山宮莊嚴講中記録』に正和四(一二三五)年の講説に同院の真如房静照の夢想が引かれており、山内の有力な院だった(『加能史料 鎌倉II』四〇四頁)。その伝授で興味深いのは巻四の次の奥書である。<sup>(56)</sup>

弘長三年授申得橋禪門了、

前参河守清原<sup>(帝隆)</sup>在判

正安四年八月十六日書之、覚源之、

弘長三(一二六三)年に教隆が得橋禪門に伝授し、正安四(一二三〇)年に覚源が書写したとわかる。教隆は弘長三年六月二十六日に將軍御所で宗尊親主に帝範等を講義し、一二月二四日には御産所焼失に関する意見を具申しているから(『吾妻鏡』)、得橋禪門への伝授は鎌倉で行われたとみてよからう。

「得橋」は建仁三元(一二〇二)年の板津成景讓状案に所領能美莊内重友保の隣接する場に「得橋郷」がみえる(鎌遺一二三四)。<sup>(57)</sup>「こ」をよそへう。得橋郷はやがて収公され亀山法皇に寄進されたことは正安四(一二〇二)年の関東御教書案で知られる(鎌遺二二二八三)。

加賀国得橋郷并笠間東<sup>得橋</sup>・備中国三成郷事、為筑前国宗像社替、  
被進<sup>(龜山法皇)</sup>禪林寺殿之由、可申之旨候、以此趣、可令披露給候、恐惶謹言、

正安四年十一月廿二日

相模守師時在判<sup>(北条)</sup>

武蔵守時村在判<sup>(北条)</sup>

進上<sup>(三善師衡)</sup> 左京権大夫入道殿

御教書の宛先は関東申次西園寺実兼とみられ、やがて乾元元(一二三〇)年一二月二日の亀山上皇院宣によって南禅寺に寄進された(鎌遺二二三二八)。右に見える宗像社の伝領について、石井進氏は宗像社の本家職が亀山院の寄進で禅林寺に移っていたのが皇室領にもどり幕府直領へ転換したとされ、中村光希氏は宗像社は関東御領で得宗家が預所職にあつたとされた。<sup>(60)</sup>一方、得橋郷と笠間東保は「得橋介跡」とあり關所となつていた。文永三(一二六六)年の明德丸解案によれば、明德丸は笠間東保の白山宮大般若田一町の奉免を申請し、これを国司代兼正検使が承認している(鎌遺九五二七)。また、延慶二(一二三〇)年の加賀得橋郷・笠間東保田数惣目録には得橋郷について「当出二丁七反十五代在庁名出除之」の注記があり、国衙在庁への得分が設定されていた(南禅寺文書、鎌遺二三七一)。右の事情より見ると、得橋介は得橋郷を確保する国衙関係の人物であつた。一方、鎌倉幕府は關所となつた得橋郷の処分権をもつていた。そして、このとき以前に『論語集解』を伝授された得橋禪門は鎌倉に居住していたのである。得橋禪門の所持本は、やがて加賀国白山社の僧によって書写された。この事情からみて、得橋介と得橋禪門は近い関係にあつたと想定できるのである。

得橋郷と鎌倉幕府との関係をみると、徳治三(一一三〇)年の南禅寺領得橋郷地頭代と白山中宮佐羅別宮雜掌の相論を裁許した六波羅下知状に「当郷地頭職者、六波羅代々料所」とみえ六波羅探題の用途供給の場であつた(鎌遺二二三二四九)。一方、得橋郷とともにみえた備中国三成郷は文保元(一二三二)年の後宇多上皇院宣案に「備中国三成郷事、為故院御影堂并一山塔頭料所、永代門徒中、撰器用、為彼院主、令管領之、御忌日御布施・経衆衣服以下、任先例、致其沙汰、可被奉訪 亀山法皇<sup>(龜山法皇)</sup>・大宮仙院両所御菩提」とみえ、亀山院の御影堂等の料所として機能して

いた(鎌遺二六三二八)。料所という点で得橋郷と三成郷は類似していた。惣地頭職が南禅寺に寄進されたことをみると、正安四年の関東御教書案で闕所とされた得橋介は惣地頭職の相伝者だった可能性が高い。一方、得橋禅門は弘長三(一二六三)年当時は鎌倉に在住して清原教隆から『論語集解』を伝授された。得橋禅門の継承者が得橋介となっているのではあるまいか。とすれば、得橋氏は「得橋介」と加賀国の有力在庁であるとともに、六波羅料所の管理人的立場にある鎌倉御家人だったと推定される。弘長三年当時、六波羅探題北方北条時茂は重時の子で、兄の長時が執権だったことをみると、『論語集解』の伝授には六波羅料所を介しての人間関係が反映しているのではなからうか。教隆が伝授した得橋氏とはこのような人物であったと考えられる。

清原教隆が所持していた『論語集解』には虎関師鍊の書写本もあり、これには御家人土師・足利・吉良氏の所領や被官との関連がうかがえる。伝来の事情を知るために、長文だが奥書を引用しておこう(『愛知県史』資料編8-1870)。

(卷一奥書)  
本奥書

此書受家説事二ヶ度、雖有先君奥書本、為幼学書之間、字様散々、不足証本、仍為伝子孫、重所書写也、加之朱点黒点、手加身加畢、即愚案秘説、一事無脱、子々孫々伝、為之深藏置中、勿出困外矣、  
于時仁治三年八月六日  
前三河守清原(清隆)在判

弘安五年七月廿八日、以家秘説、授申土師左衛門四郎殿畢、

朝議大夫清原(後隆)在判

嘉元三年五月廿九日、以清家秘説、奉授堤道願御房畢、

散位在判

延慶二年己酉十月十八日、点校了、以侘本受説之間、一部奥書兼

日所取也、仍書写以後繼而已、自余卷皆同矣、  
桑門玄家

嘉元三年十二月六日、以清家之秘説、奉授与菅生帥公了、

桑門実融在判

時也嘉暦元年十一月八日、於三州(并也)藺田郷書写了、以侘本受説之間、奥書以下時日相違在之、  
源義興

十一月十一日午刻、朱点了、同日墨点了、同月廿日、一校了、  
元徳三年五月二日、於三州実相寺書写了、同五月廿日、交点了、  
(朱印)

(卷一〇奥書)  
本奥書

仁治三年三月八日、一部十卷終自功畢、此書雖先人奥書之本、幼学之間、書点不正、不足証本、仍今為子孫、殊所加意也、可秘、矣、

參河前刺史清原教隆在判

前參河守清原在判

同八月十八日、加点了、  
弘安五年九月廿七日、以累代之秘説、奉授土師左金吾才四、今日一部十卷終其功、依志之第一而已、

朝議大夫清原(後隆)在判

同晦日、以清家秘説、奉授堤道願御房畢、一部十卷終其功而已、

散位在判

嘉元四年九月廿八日、於因幡国土師郷撮宿、終一校畢、三州与因州行程、被及千里歟、羸馬佐遠路畢、為惱長途、然而以偏就道、專嗜学之心、負笈於疲身、越山川之險路、有策於老年、正書籍之錯誤、数寄之志以可憐、後学之人安見此書、為道之指南、更無廢興而已、

桑門実融在判

延慶庚戌六月二日、点校畢、尤一部拾卷於書写者、雖他人之手、於校点者、偏勵自身之力而已、  
桑門玄家

嘉元三季冬十六日、以清家之秘説、奉授与菅生帥公了、一部拾卷、

今日既終其功而已、

桑門実融在判

時也嘉暦元年十一月廿一日酉剋、終書功畢、則三州蘭田白屋也、  
今雖惜夕陽、輒過黃昏而已、  
源義興

『同廿四日、朱点了』、同廿八日墨点了、同廿九日、校合了、一部十卷、逐日  
自書自校矣、

元徳三年五月十八日、於三州実相寺師鍊書写了、同五月十九日、  
交点了、

(花押)

虎関師鍊は山城三聖寺で出家、永仁元(一二九三)年に関東に下向して  
円覚寺等で修行、正和三(一三二四)年に白河済北庵、同五年に伊勢本  
覚寺を開き京都・伊勢を頻繁に往来した。『論語集解』を書写した元徳  
三年(一三三一) 当時は三聖寺住持だった。<sup>(63)</sup> この奥書は山崎誠氏が検討  
され以下のことを指摘された。<sup>(64)</sup>

①仁治三(一二四二)年の教隆の証本を弘安五(一二八二)年に息の  
直隆が土師左衛門四郎に授けた。

②嘉元三(一三〇五)年に伝授された「堤道願御房」は土師氏一族と  
みられ、土師郷は鳥取県郡家町土師百井をさし、土師氏は御家人とみ  
られる。

③虎関師鍊が書写した先の三河実相寺は、愛知県西尾市上町にある聖  
一国師が開いた臨済宗寺院で開基は吉良満氏である。

④玄家・実融は猿投神社所蔵『臣軌』にもそのすがたがみえる。

弘安五年に土師氏に伝授した俊隆は教隆の子で、弘安元年には実時の  
子顕時に『春秋経伝集解』を伝授している。父同様に鎌倉で相応の者に  
伝授したに相違ない。そこで、土師左衛門四郎を検討しよう。『太平記』神  
南合戦事』によれば、文和四(一三五五)年、足利義詮方と足利直冬方

が戦った際に山名時氏方に土師右京亮がみえる。直冬や山名氏は西国に  
拠点をおいており、土師右京亮は土師左衛門四郎と一族の因幡国の国人  
だろう。とすると、弘安五年の俊隆の土師左衛門四郎への伝授は鎌倉で  
のことと考えられるから、土師氏は因幡国の御家人だった可能性が高い。  
その後の伝授の関係をみると、奥書には時系列でならんでいない箇所  
がある。巻一では嘉元三(一三〇五)年五月の「散位」と同年一二月の  
某(実融カ)の間に延慶二(一三〇九)年の玄家があり、巻一〇でも同  
様である。散位と実融は伝授の完了を記すのに、玄家のは交点である。  
玄家のこうした関係は愛知県猿投神社本『臣軌』の本奥書にもみえ、以  
下のようである(『愛知県史』資料編8-184-2)。

正安三年四月三日、校点畢、先年庭訓之本紛失之間、重書点畢、

僧実惠在判

于時応長壬子三月十八日、校点畢、桑門玄家

嘉元四年後十二月五日、奉捧菅生師公畢、実融

元亨四年卯月廿五日、於三州長仙寺書写了、

元亨癸亥七月二日、授申長仙寺兵部公畢、桑門玄家在判

二箇所に見える玄家の識語は校点で共通しており、実惠・実融の奥書の  
行間に書き込んだものだろう。『論語集解』でも同じ手法がとられたの  
だろう。

次に地名と人物を検討したい。弘安五年の伝授から次の嘉元四  
(一三〇六)年の実融の校訂まで二〇年余り、土師氏に伝授された本は「散  
位」のもとにあった。土師氏有縁の者と推察される。散位は嘉元三年五  
月に堤道願房に、実融は同年一二月に菅生帥公に伝授した。実融は翌嘉  
元四年に三河国から因幡国土師郷撮宿に移って校訂し、その間のことを  
「三州与因州行程、被及千里歎」と記している。散位から堤道願房、実

融から菅生帥公への伝授は三河国で行われたと考えてよからう。このことからみて、実融が堤道願房だろう。

実融は三河を拠点にしたことがうかがえ、三河国内の「堤」と関わりと類推できる。「堤」には康正二（一四五六）年の造内裏段銭并国役引付に「一貫五百文」同日、同前堤新次郎殿三河国重原庄之内重原庄之内堤之郷段銭とみえ、三河国重原庄堤郷をあげた堤氏一族がいる（『愛知県史』資料編9―1976）。重原庄は承久の乱後の承久三（一二二二）年七月一二日の関東下知状で二階堂元行に与えられ（鎌遺二七六七）、以後、二階堂氏が相伝していた。その後、弘安八（一二八五）年の霜月騒動で二階堂行景が連座すると關所となり、幕府滅亡時には北条氏一族の大仏貞直の所領となっており、北条氏滅亡により關所とされて足利尊氏の所轄となった（比志島文書、『神奈川県史 資料編』3上―314―）。

堤道願房へ伝授した嘉元三年のころ、堤氏のいた重原庄は北条氏一族大仏氏が地頭だった。重原庄は室町期には幕府の料所となり、その内部を預けられていた堤氏は足利氏の被官である。堤道願房実融と堤新次郎を直接につなぐことはできないが、重原庄堤郷に拠点をおく堤道願房実融は大仏北条氏との縁もあつたろう。実融の行動は北条氏や土師氏との関係で理解する必要がある。まず、土師氏伝来の本を実融が因幡国土師郷に向いて「正書籍之錯誤」す目的で校訂していることは、御家人土師氏が鎌倉と因幡を往来する関係が背景にあった。『論語集解』は鎌倉を媒介に因幡国にもたらされたのである。

このことは、鎌倉幕府にとっての土師郷の場の意味を検討する必要がある。土師郷は中国山地の要地であり、南側には金沢北条氏の氏寺称名寺の寺領美作国千土師郷がある。現在は智頭急行が通り、京都・岡山方面から鳥取へ向かうルートにある。千土師郷は鳥取・津山への分岐点にあり、さらに土師郷・土師荘をぬけるルートの先に因幡国府がある。その重要性は千土師郷の称名寺領化にうかがえる。称名寺と領主東盛義の

間で相論となった正中二（一三二五）年のころ、金沢氏被官で西国方面の所領等を管轄していた大江顕元は千土師郷上村東方三分一に「当郷内早野能所候之間、撰取」つたと記している（鎌遺二九二六五）。早野は美作国津山方面への分岐点にあり、「撰び取る」行為は地政学的観点にもとづいていた。顕元は金沢貞顕の將軍御用途の装束・器物類の調達を行う一方、伊予国久米郡にも下向した（鎌遺三〇八七五）。千土師郷の現地も確認した可能性が高い。また、実時に自身編纂の『名語記』を届けた経尊には備中国村社郷へその管理のために下向した形跡がみとめられる。右のような例から考えると、実融の土師郷への下向はもっぱら学問のためというが、土師氏の縁者の補助をうけた旅だったに相違なからう。

この実融が伝授した菅生帥公の「菅生」は岡崎市菅生をさす。菅生は苗字または同所所在の寺院の通称、帥公も僧の通称だろう。菅生には足利氏被官高氏の菩提寺・総持寺があった<sup>(67)</sup>。総持寺は文和四（一二三五）年の建立といい、開基の高師冬夫人明阿（師泰の娘）のことは、総持寺文書の年月日未詳足利尊氏袖判置文に「高播摩守後家明阿申参河国（菅生）すかふの郷事、この所ハ亡父越後守師泰重代之所帯として高越後刑部丞（師秀）拝領地也」とみえる。菅生郷は高師泰の重代相伝の所領で、当時は師冬が相伝していた。さらに、観応二（一三五二）年二月の高師直没落後の足利義詮御教書に以下のようにみえる。

参河国菅生郷地頭職事、停止軍勢等違乱、沙汰付下地於越後次郎代、可執進請取之状如件、

観応二年十一月二日

（義詮）  
（花押）

仁木越後守殿

宛先の仁木義長は三河国守護で、高師秀（越後次郎）に菅生郷の保全が

命ぜられた<sup>(69)</sup>。足利氏の所領管理について、小谷俊彦氏は被官に給付された所領の没収・改替は特別な理由がない限り行われずに被官の家に継承され、高氏は額田郡内に独自の支配を形成したと指摘された<sup>(70)</sup>。また、新行紀一氏は、足利義氏は承久の乱の戦功で額田郡を拝領して郡内の所領を被官に与えており、三河滝山寺に料田を寄進した嘉禄二(一二二六)年四月日の高階惟行・坂上惟伴連署田地寄進状にみえる高階惟行を高氏一族の大平惟行とされた<sup>(71)</sup>(鎌遺八八一)。菅生郷の高氏支配は鎌倉期にさかのぼると考えてよく、菅生帥公は足利氏被官の高氏所縁の僧と思われる。

『論語集解』の実融書写本は、やがて、嘉暦元(一三二六)年に三河国蘭田で源義興が書写し、元徳三(一三三一)年に実相寺で虎関師鍊が書写した。蘭田も額田郡内で、実相寺は文永八年(一二七二)に吉良満氏が円爾を招いて建立した寺院とされる<sup>(72)</sup>。吉良氏は足利氏から早期に派生した庶家で、足利氏惣領とともに鶴岡八幡宮への將軍の社参の供奉人また、將軍宗尊親王期には小侍所番衆で、鎌倉末期には独立した御家人としてあつかわれた<sup>(73)</sup>。実相寺は開山円爾から無外爾然・可庵円慧・一峯明一といずれも入宋する一方、無外爾然は弘安年間に『阿婆婆抄』を書写し、導性は医師書をもたらし無住・実照を通して鎌倉の梶原性全に伝授するなどしており、禅密兼学の寺院だった<sup>(74)</sup>。源義興はその系譜等不明ではあるが、額田郡の蘭田で書写して、足利・吉良氏有縁のものともみられよう。

虎関師鍊本『論語集解』は、鎌倉幕府の御家人土師氏へ伝授されたものがその本領に移動する一方、足利・吉良氏の関係寺院と所領、その被官関係者の枠組みのなかで書写されて伝来したことが確認できた。鎌倉で御家人に伝授された清原氏関係の漢籍は、鎌倉に拠点をおく御家人とその一族の所領ネットワークを媒介に地方へと伝授されていた。このことは、漢籍が地方御家人の学習欲求や權威欲求を満たすものとなった

ことを示唆していよう。漢籍の地方拡散は、地方に分散する所領をもつ御家人が鎌倉に屋地をもち、ここがキーストーンの役割を果たしたことを象徴していよう。

## おわりに

本稿では、北条実時本を通し清原教隆ら伝授者の人的環境、集書に協力した後藤基政・太田康有らとの人的関係を検討し、さらに教隆本『論語集解』の伝授を通して地方への拡散を加賀国得橋氏・因幡国土師氏と足利・吉良氏の所領と鎌倉の関係を通過して検討した。

清原氏と九条家の関係はすでに知られていたが、『年代記(十三代略記、歴代秘録)』紙背文書を通して教隆が將軍九条頼経家の家司的立場にあったことを指摘した。実時の教隆への蓮華王院本での校訂依頼は朝廷の公務での上洛の際に行われており、蓮華王院の再建が九条家と幕府の協力で行われた事情が校訂依頼の背景にあつたと指摘した。さらに、豊原奉政本の豊原氏も九条家との関係を指摘した。また、宗尊親王の侍読として下向した藤原茂範もその父経範が得宗時頼の家司平盛綱と関係したことを指摘した。実時の漢籍収集は、將軍御所の雑務を担当する小侍所別当の職務と密接に関わっていた。実時本は北条泰時・時頼による学芸を將軍の支配体制に組み込む方針が結実した結果をあらわしており、それは武家と公家の相互のつながりに支えられていたのである。

集書がすすむと、実時は鎌倉の要人の上洛を通して新たに本を入手したり、鎌倉内の別の家にある本で校訂をすすめるようになる。『齊民要術』紙背文書などときあわせると、太田康有・後藤基政とは職務上の上下関係が推定され、後藤基政の場合は守護としての京都大番役での上洛の際に依頼したとみられる。また、二階堂行忠などの関与も推定され、一族の母・夫人を媒介とした親族関係によって書写の場が提供される様相

が類推される。儒者らによる御家人への伝授や将軍関係者による鎌倉への漢籍搬入の結果、鎌倉には同じ本が複数存在する世界が出現した。金沢文庫本はその一つの存在と考えるべきだろう。

最後に鎌倉を媒介とする漢籍の地方伝播の問題を清原家本『論語集解』の伝授を通して検討した。加賀国の得橋氏には加賀国内の有力在庁官人のすがたとともに、得橋郷が六波羅料所で、得橋氏は鎌倉御家人だった可能性を指摘した。このことについては、弘長三（一二六三）年の得橋禅門への伝授当時、六波羅探題北方北条時茂は重時の子で兄の長時が執権だったことをみると、『論語集解』の伝授には六波羅料所を介しての人間関係が反映している可能性がある。一方、虎関師鍊本には因幡国御家人土師氏の鎌倉と因幡国の往来を背景にした鎌倉での伝授と因幡国への本の移動がうかがえ、やがて、堤・菅生・藺田・実相寺と三河国関係者に伝授される様相には足利・吉良氏の関係寺院と所領支配が関連していたことを明らかにした。鎌倉御家人に伝授された漢籍が一族のネットワークを媒介に地方へと伝授されていく様相は、千葉氏・渋谷氏等で指摘される京・鎌倉と地方所領との往来と一族による全体掌握という所領経営のありかたともリンクしている。所領のネットワークは学問の伝播とも関係していた。鎌倉は漢籍の地方への拡散を促す場となった。鎌倉は地方武士が学問を受容する場をあたえたのであり、南北朝期以降の国人の学問受容の起点と位置づけることも可能だろう。

こうしたことを反映してだろう。『和漢朗詠集』には次のような旅僧の奥書がある。<sup>(17)</sup>

<sup>(上巻末)</sup>  
嘉暦二年八月十六日、薩州於倉津泊、難風逗留之際、書写了、  
僧有賀

<sup>(下巻末)</sup>  
嘉暦二年九月五日、長門国於赤間関、書写了、

有賀は『和漢朗詠集』をたずさえ、薩摩・長門と移動し、逗留の場で書写を重ねた。薩摩国倉津は阿久根市倉津でアルヴァレスの寄港地としても知られる。<sup>(18)</sup> 赤間関は瀬戸内の入口である。船で移動したであろう有賀がどのような僧かわからないが、鎌倉末期、『和漢朗詠集』は地方でも読まれていたことになる。漢籍などの受容基盤は大きくひろがっていた。

註

- (1) 足利衍述『鎌倉室町時代の儒教』（一九七〇年）
- (2) 阿部隆一「本朝文粹伝本考―身延本を中心として―」（阿部隆一遺稿集 第三卷、一九八五年）
- (3) 関靖『金沢文庫の研究』（一九五一年）
- (4) 「北条時宗の連署時代」（『金沢文庫研究』二六三、一九八〇年）、川添昭二「北条時宗」（二〇〇一年）二三八頁。
- (5) 「北条実時の好學及び愛書と蒐集」（『河内本源氏物語研究序説』、一九三六年）
- (6) 「唐鏡の成立」（『中世文芸比較文学論考』、二〇〇二年）。これに対し、小川剛生氏は宗尊親王が対象だったかとされる（『藤原茂範伝の考察―「唐鏡」作者の生涯―和漢比較文学』一二、一九九四年）。
- (7) 「歌人将軍の統治の夢―宗尊親王と鎌倉歌壇」（『武士はなぜ歌を詠むか』、二〇〇八年）
- (8) (9) 永井晋「中原師員と清原教隆」（『金沢文庫研究』二八一、一九八八年）
- (10) 「身延本『本朝文粹』に関する二三の所見」（『日本歴史』九五、一九五六年）
- (11) 安達直哉「東京国立博物館所蔵の『年代記』紙背文書について」（『鎌倉遺文研究』五、二〇〇四年）、今江廣道「十三代略記」紙背文書について」（『中世の史料と制度』、二〇〇五年）
- (12) 大澤泉・築地貴久・桃崎有一郎「いわゆる『年代記』十三代略記、歴代秘録」紙背文書の校訂」（『鎌倉遺文研究』二九、二〇一二年）。史料は大澤泉氏らの校訂本によった。
- (13) 龍爾「清原頼業の局務活動」（『鎌倉時代 下』、一九五七年）
- (14) この書状の草案は資宣（安倍力）書状の表に書かれている（大澤・築地・桃崎翻刻、五）。資宣は陰陽師の安倍資元とみられる。また、教隆は「参州」とあって仁治二年三月以降のことと知られ、当時、中原師員・安倍資元も鎌倉で活動していた。教隆は良元の下向を「今日御所へまいり候て、なに事もうけ給候て、そのやうにしたかひてまかりくたり候へく候」とある（年代記紙背三三）。良元の下向は

頼経の意向にしたがって実行されていた。

- (16) 武内義雄「正平版論語源流攷―本邦旧鈔本論語の二系統―」(『武内義雄全集』第二卷、一九七八年)、前註(2)、小林論文、前註(8)、永井論文。
- (17) 「金沢文庫本『群書治要』の訓点―経部について―」(『金沢文庫研究』二七七、一九八六年)
- (18) 七海雅人「鎌倉幕府の御家人役負担体系」(『鎌倉幕府御家人制の展開』、二〇〇一年)
- (19) 蓮華王院本による校訂は卷三二―三五〇で、卷四六は藤原敦周と清原頼業が校訂に關わっており、奥書に「元来無点本之上、文字多闕誤、頗雖刊正、猶有不通、加押紙、粗呈其所、助教清原真人頼業」とあり頼業書写本だった(『金沢文庫研究』四七八)。頼業の位置は「令義解」卷五からもうかがえる(『新訂増補国史大系 令義解』)。
- 正元々年十月十四日、以三代伝授秘説、奉授越州使君尊閣華、  
弘長元年九月五日、重誦合之、散蒙了、  
前参河守清原(清原)
- 頼業・仲隆・教隆の三代の家説を教隆が伝授しており、頼業は家説の根本だった。教隆にとって頼業本を蓮華王院でみることは大きな意味があったろう。なお、藤原敦周は『古今著聞集』「敦周が秀句の事」に登場し、藤原信西邸にどう儒者の一人で巧みな漢詩を詠んだ(佐藤道生「説話の中の句題詩」『芸文研究』九五、二〇〇八年)。
- (20) 奥書や書誌は早川庄八・吉田孝「解題」(『律令』日本思想大系新装版、一九九四年)によった。『律』卷一の奥書には以前に教隆本は焼失したために、文永一〇年に俊隆本で再び書写したとある(『金沢文庫研究』二五四〇)。「群書治要」と同じ場所に保管されていて焼失したと思われる。
- (21) さらに、大理卿中原基光・律学博士中原明継・右金吾録事中原明方等の「家本」で校合したことが記されている。
- (22) 中原俊章「諸家家産支配構造と地下官人」(『中世公家と地下官人』、一九八七年)。
- (23) 中原章久が検非違使の職にあつた寛喜三(一二三二)年、伊勢公卿御使の警固に検非違使の章久と安倍親直が指名された際、「厄弱」としてその役を六波羅探題に切り替えられており、時の探題は北条重時だった(『民経記』寛喜三年一〇月四日条)。章久は鎌倉の上層部がその消息を知りうる存在だったろう。右の探題切り替えの事情は、井原今朝男「中世の国政と家政」に詳しい(『日本中世の国政と家政』、一九九五年)二五三頁。
- (24) 中原章清は『吾妻鑑』建久二年五月二日条には同年四月二〇日の賀茂祭での後白河院の供奉人に中原広元とともにみえる。大江広元とは旧知の関係だった。
- (25) 宗尊親王の詳細な年譜は、中川博夫・小川剛生「宗尊親王年譜」(『言語文化研究』(徳島大学総合科学部)一、一九九四年)を参照。
- (26) 拙稿「鎌倉中期の京・鎌倉における漢籍受容者群―『管見抄』と『鳩嶺集』のあいだ―」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一七五、二〇一三年)
- (27) 本郷恵子「公家政権の経済的特質」(『中世公家政権の研究』、一九九八年)
- (28) (30) 『北条氏系譜人名辞典』、二〇〇一年)
- (29) 長井泰秀は若い頃から重用され、「吾妻鏡」貞永元(一二三二)年二月五日条には北条泰時から公文書類の管理の総括を命じられている。
- (31) 小川剛生「藤原茂範伝の考察―『唐鏡』作者の生涯」(『和漢比較文学』二二、一九九四年)
- (32) 「東山御文庫尊蔵(九条家旧蔵) 旧鈔本『文選』について」(『阿部隆一遺稿集』第一卷、一九九三年)。
- (34) 「保曆間記」(『群書類従』第二六輯。多賀宗集「弘安八年『霜月騷動』とその後」(『論集』中世文化史)上、一九八五年)
- (35) 「九条家本『文選』の識語の検討」(『東北大学中国語学文学論集』四、一九九九年)
- (36) 「群書治要とその現存本」(『斯道文庫論集』二五、一九九一年)
- (37) 「関東評定衆伝」(『尊卑分脈』に六波羅評定衆の経歴がみえる。森幸夫「六波羅評定衆考」(『六波羅探題の研究』、二〇〇五年)。
- (38) 「後藤基綱・基政父子(一)―その家譜と略伝について―」(『芸文研究』四八、一九八六年)。
- (39) 佐藤進一「増訂鎌倉幕府守護制度の研究」(一九七一年)。関連して、越前国は当時は後醍醐院の分国であった(『岡屋関白記』寛元四年二月一日条)。
- (40) 「吾妻鏡」弘長三年七月十七日条には、的始の射手を選定し参勤する指示を出すに際し「被下左典廐一人御奉書、越後守重服之故也」とあって、別当は時宗と実時だった。この間の実時のことは永井晋「北条実時論」(『金沢北条氏の研究』、二〇〇六年)に詳しい。
- (41) 実時と後藤氏の関係は、『芥民要術』紙背文書に基政の子の基頼書状があり、楊梅の贈答(鎌遺一一三二七)、持病の中風の病状の報告と(鎌遺一一六〇二)、個人的な内容である。両者がいかに近かったかわかる。「吾妻鏡」の編纂には基政の父基綱の記録が使われたようである(五味文彦「吾妻鏡」の構成と原史料)『増訂吾妻鏡の方法』、二〇〇〇年)。基政も実時と極めて近い関係にあったろう。
- (42) 忠家は文永一〇年五月五日に関白・氏長者となった(『公卿補任』)。
- (43) 前註(2) 阿部論文。
- (44) 実時本の「本朝統文粹」は文永九(一二二二)年一〇月に書写された。巻第一の奥書は以下のようなものである(『国史大系』29下)。

文永九年十月廿二日、以相州御本書写校合了、於点者、本無点之間、当時無沙汰者也、已下卷々放之、

同十二月十三日、以大内記広範之本、移点校合畢、

越州刺史(花押)

北条時宗の本を書写したが、点が打ってなかったのでそのままにしておいたところ、藤原広範の本で点をうち校合したとある。広範は茂範の子である。

(45) 『神奈川県史 資料編1』六四四による。静嘉堂文庫本・身延山久遠寺本は金沢文庫本の転写本とされる(『国史大系 29下』解題)。

(46) 前註(10)近藤論文。

(47) 川添昭二『北条時宗』(二〇〇一年)

(48) 『鎌倉市史 社寺編』(一九五九年)

(49) 同じ頃金沢崇顕書状に「能登大夫判官入道息女、昨日早世候、長崎入道孫女候、判官入道可有御訪候歟、因幡入道も当参候、可為同前候歟、御計候へく候、杉谷伊世入道時を待之由承候」ともみえる(鎌遺三〇七三〇)。死去した能登大夫判官入道の娘は長崎円喜(高綱)の孫で、因幡入道は訪にきたが杉谷伊世入道はまだだと言っている。因幡入道と杉谷伊勢入道は同族の可能性が高く、因幡守だった人物に二階堂貞雄がいる(細川重男『鎌倉政権得宗専制論』、二〇〇〇年)。この時期、伊勢守には二階堂貞貞があり、正中三(一三三二六)年三月に出家し、元弘三(一三三三三)年五月に北条仲時とともに死去している(系図纂要第二冊)。

(50) 延慶年間以前の金沢氏一族と近い円信房宛て女性書状の発信先に杉谷がみえ、この書状は銀阿の聖教科紙に使用されている(金文二六一三二二六二六)。また、鎌倉末期の理覚書状には「自杉谷未承候、蒙仰事候ハ、不可有疎略之儀候」とみえる(鎌遺三一九五〇)。理覚自身は嘉暦・元徳年間に『華嚴探玄記』の刊行を行ったが(納富常天「東国仏教における出版文化」『金沢文庫資料の研究』、一九八二年)、杉谷の人物から指示を仰いでいた。このように、杉谷に金沢氏関係者が居住していたことを確認できる。

(51) 「甦る鎌倉―発掘の成果と伝世の名品―」(根津美術館、一九九六年)三七頁。藤澤良祐氏のご教示による。

(52) 菊池紳一「尊経閣文庫所蔵『天野系図』について」(『季刊ぐんしよ』三二、一九九六年)

(53) 前註(16)武内論文。本論文は同氏『論語之研究』(一九三九年)の付論を充実させたものである。諸本は文化庁監修『国宝・重要文化財大全7 書跡 上巻』の「漢籍『写本』経部」21、29に写真と簡略な解説がある(一九九八年)。

(54) 『加能史料 鎌倉II』五二八頁。なお、巻八も嘉暦三年の禪澄の書写だが、「建

治二年九月廿五日、書写畢」とあり、武内氏は嘉暦の書写は教隆本を転写したものとされる(前註(16)武内論文)。

(55) 『幼学書』について、元亨四(一三二四)年の後宇多上皇遺告には、寺院に入る童子の学問について悉曇の字母や仏典の要文を暗誦することが重要な述べ、外典について「則千字文・百詠・蒙求・和漢朗詠、世俗常所効学也、其後一史一經・文選、必可学習之」としている。これが一三歳から一五・六歳までの教養とされた(鎌遺二八七九九)。

(56) 奥書全文は武内義雄『論語之研究』(一九三九年)に紹介されている。

(57) 文書名は『加能史料 鎌倉I』による。

(58) 森茂暁「幕府への勅裁伝達と関東申次」(『鎌倉時代の朝幕関係』、一九九一年)。宛先の三善師衡は西園寺家の家司の地位を確立した三善長衡の曾孫にあたる(『三善氏系図』『続群書類従』三五、龍泉「西園寺家の興隆とその財力」『鎌倉時代 下』、一九五七年)。なお、『吉統記』乾元元年二月二〇日には、西園寺実兼が「宗像社替領」の件を具申ししている(『加能史料 鎌倉I』二二五頁)。

(59) 「一四世紀初頭における在地領主法の二形態―正和二年宗像社事書条々おぼえがき―」(『日本中世国家史の研究』、一九七〇年)。

(60) 『筑前国宗像社領と得宗家支配』(『六軒丁中世史研究』一一、二〇〇五年)

(61) 『北条氏系譜人名辞典』(二〇〇一年)

(62) 『愛知県史』資料編8一八七〇には「全一〇巻中、巻一・二・四・七から一〇が現存する。巻二は十一月九日、巻四は十二月二日、巻七は二十七日、巻八は二十二日、巻九は二十四日の書写で、巻一と趣旨の奥書がある」との注記がある。所蔵者データ・奥書写真は、文化庁監修『国宝・重要文化財大全7 書跡 上巻』(一九九八年)を参照されたい。

(63) 今枝愛真「虎関師鍊」(『国史大辞典』5、一九八五年)

(64) 山崎誠「学僧実融について」(『愛知県史研究』七、二〇〇三年)、同「猿投神社漢籍の世界」(『豊田史料叢書 猿投神社聖教典籍目録』、二〇〇五年)。本稿で引用する場合は、後者による。

(65) 関靖「金沢文庫の研究」五七頁。『系図纂要』「清原氏」には俊隆は「直講、伯耆守、音博士、少外記、正五下、主計権助、関東評定衆、正応三年二十七日卒」とある。なお、俊隆の幕府内での地位に関わる部分は系図等に不審な点が多いと細川重男氏は指摘している(「幕府職制を基準とする家格秩序の形成」『鎌倉政権得宗専制論』、二〇〇〇年、八六頁)。

(66) 拙稿「金沢北条氏の被官について」(『金沢北条氏と称名寺』、一九九七年)

(67) 小林吉光「総持寺の成立と守護体制」(『新潟岡崎市史 中世2』、一九八九年)。後醍醐天皇の子で禅僧の無文元選が総持寺を訪れていることが『無文禅師語録』にみえる。「額田県総持寺住持比丘尼某」と会い、「今月念六日、茲值先君其名

三人三十三年忌之辰、謹啓孝誠書写五部大乘經」とみえる（『新修大正大藏經』第八〇卷、六一八頁）。一六日が没日の人物の供養の日だった。高師冬は観応二（一三五一）年一月一七日に没しており、右の供養は師冬の三十三回忌であろうか。

(68) 佐藤進一「室町幕府守護制度の研究 上」（一九六七年）

(69) 小林吉光「総持寺の成立と守護体制」（『新編岡崎市史 中世2』、一九八九年）。

(70) 「鎌倉期足利氏の族的関係について」（『史学』五〇、一九八〇年）

(71) 「足利氏の三河額田郡支配―鎌倉時代を中心に―」（『芳賀幸四郎先生古希記念日本社会史研究』、一九八〇年）

(72) 小谷俊彦「鎌倉期足利氏の族的関係について」（『史学』五〇、一九八〇年）。『系図纂要』第一〇の吉良氏系図には、満氏に「足利吉良三郎、左衛門尉／上総介、従五下／弘安七・四・一出家／実相寺自省」、満氏の子貞義に「祖父長氏為子／母」  
「弥太郎、上総介、左京亮／従四下、式部丞／後実相寺省現」とある。

(73) 前註(72) 小谷論文。

(74) 小島孝之「無住と医術」（『中世説話集の形成』、一九九九年）、土屋有里子「無住と天台密教―『阿婆婆抄』と三河実相寺―」（『日本文学』五五―一、二〇〇六年）。

(75) 「源義興」の氏族は不明。源姓では新田義興がいるが、時期があわない。

(76) 湯浅治久「『御家人経済』の展開と地域経済圏の成立」（五味文彦編『物流・交通・越境』、二〇〇五年）。

(77) 『龍門文庫善本書目』（一九八二年）

(78) 『角川日本地名大辞典』（一九八三年）

（愛知学院大学文学部、国立歴史民俗博物館共同研究員）

（二〇一四年七月二八日受付、二〇一五年一月二六日審査終了）

## Introduction of Chinese Texts into Kyoto and Kamakura in the Mid-Kamakura Period and Key Players in the Process : A Study Centered on the Kanazawa Bunko Collection and Other Manuscripts

FUKUSHIMA Kaneharu

This paper analyzes how Chinese texts were introduced from Kyoto to Kamakura, duplicated and provided to vassals, and spread to other provinces in the mid-Kamakura period (in the 13th century) from two viewpoints: (1) personal networks between the shogun family and their vassals and (2) feudal relationships. The analysis focuses on the *Hojo Sanetoki* documents, which constitute the core of the Kanazawa Bunko collection, as well as the Chinese texts introduced by *Kiyohara Noritaka*, who played an important role in the collection of the documents.

First, based on the examination of a letter addressed to *Kiyohara Yoshimoto*, this paper suggests that *Kiyohara Noritaka*, who lectured on Chinese texts for *Hojo Sanetoki* and others, may have served the Kujo family as their keishi (household superintendent). His personal connection with the family may have brought him from Kyoto to Kamakura. The fact that *Hojo Sanetoki* had copies handwritten by *Toyohara Tomoshige* also indicates the connection with the Kujo family. Those who served the shogun family gained their positions in the Shogunate Government as well by introducing Chinese and other texts to key persons in Kamakura. As a result, copies of the same texts were held by multiple families in Kamakura. Moreover, they built cooperative relationships with other vassals to duplicate manuscripts. *Sanetoki* also gained cooperation for restoring and collecting manuscripts from such networks. For example, *Goto Motomasa*, who went to Kyoto as Kyoto Obanyaku (guard of the palace), helped *Sanetoki*. *Ota Yasuari* cooperated with *Sanetoki* based on their superior-subordinate relationship in the government, while the Nikaido family did that based on their secular connection. Thus, an environment was created where Chinese and other texts were archived by powerful families in their libraries, continuously lectured on by Confucian scholars, and proofread by those who were provided with the same copies.

This paper analyzes how Chinese texts spread from Kamakura to other provinces by examining the Karyaku handwritten copy of *Lun Yu Ji Jie* (also known as *Rongo Shikkai*) introduced by *Kiyohara Noritaka*. The manuscript was copied by *Gyokuzobo* from Hachiman-in in Hakusan, Kaga. According to the colophon, it was provided to *Tokuhashi Zenmon*, which is presumed to have been executed in Kamakura. The Tokuhashi family seems to have assumed the position of soujitou (head manorial steward) in Tokuhashi-go District, Kaga, as well as served as a caretaker of the area of Rokuhara.

---

---

The document was provided to the family because of their connections with leading figures, such as *Hojo Tokimochi*, Rokuhara Tandai Kitakata (Northern Chief of Rokuhara Tandai); and *Hojo Nagatoki*, Regency. Meanwhile, the handwritten manuscripts copied by *Kokan Shiren* were provided to the temples and manorial estates of the Ashikaga and Kira families, such as Jissou-ji Temple and Sugao, Mikawa. Thus, Chinese texts spread through the networks of families and their manorial stewards. This process also reflected how manors were managed.

Key words : Chinese texts, Kanazawa Bunko collection, *Hojo Sanetoki*, *Kiyohara Noritaka*, the Ashikaga family